

塩蔵わかめ品質表示基準

制 定 平成12年12月19日農林水産省告示第1663号  
 改 正 平成13年4月25日農林水産省告示第591号  
 改 正 平成15年3月28日農林水産省告示第560号  
 改 正 平成16年9月14日農林水産省告示第1709号  
 改 正 平成19年11月6日農林水産省告示第1371号  
 改 正 平成23年8月31日消費者庁告示第8号  
 最終改正 平成23年9月30日消費者庁告示第10号

(趣旨)

第1条 塩蔵わかめ(塩蔵わかめ及び湯通し塩蔵わかめであって、容器に入れ、又は包装されたものに限る。)の品質に関する表示については、加工食品品質表示基準(平成12年3月31日農林水産省告示第513号)に定めるもののほか、この基準の定めるところによる。

(定義)

第2条 この基準において、次の表の左欄に掲げる用語の定義は、それぞれ同表の右欄に掲げるとおりとする。

用 語	定 義
塩蔵わかめ	次に掲げるものをいう。 1 わかめ(ワカメ属をいう。以下同じ。)又は乾燥わかめ(乾燥わかめ品質表示基準(平成12年12月19日農林省告示第1662号)第2条に規定する乾燥わかめをいう。以下同じ。)を水で戻したものに食塩を加えて脱水したもの 2 1に食塩を加えたもの
湯通し塩蔵わかめ	次に掲げるものをいう。 1 わかめを湯通しし、速やかに水(海水を含む。)で冷却したものに食塩を加えて脱水したもの 2 1に食塩を加えたもの

(義務表示事項)

第3条 製造業者等(加工食品品質表示基準第3条第1項に規定する製造業者等をいう。以下同じ。)が塩蔵わかめの容器又は包装に表示すべき事項は、同条第1項、第5項及び第6項に規定するもののほか、食塩含有率及び使用方法とする。ただし、食塩含有率については、食塩含有率が40%以下である場合は、この限りでない。

(表示の方法)

第4条 名称、原材料名、食塩含有率及び使用方法の表示に際しては、製造業者等は、次の各号に規定するところによらなければならない。

(1) 名称

加工食品品質表示基準第4条第1項第1号本文の規定にかかわらず、塩蔵わかめにあつては「塩蔵わかめ」と、湯通し塩蔵わかめにあつては「湯通し塩蔵わかめ」と記載すること。

(2) 原材料名

加工食品品質表示基準第4条第1項第2号(工を除く。)の規定にかかわらず、使用した原材料を、次のア及びイの区分により、原材料に占める重量の割合の多いものから順に、それぞれア及びイに規定するところにより記載すること。

ア 食品添加物以外の原材料は、原材料に占める重量の割合の多いものから順に、次に定めるところにより記載すること。

(イ) わかめにあつては、「わかめ」と記載すること。ただし、乾燥わかめを水で戻して塩蔵わかめを製造したものにあっては、乾燥わかめを使用した旨を記載すること。

(イ) わかめ以外の原材料にあつては、「食塩」等とその最も一般的な名称をもって記載すること。

イ 食品添加物は、食品衛生法第19条第1項の規定に基づく表示の基準に関する内閣府令(平成23年内閣府令第45号)第1条第2項第5号及び第4項、第11条並びに第12条の規定に従い記載すること。

(3) 食塩含有率

実含有率を下回らない10の整数倍の数値により、パーセントの単位をもって、単位を明記して記載すること。

(4) 使用方法

「塩抜きして使用すること」等と記載すること。

2 加工食品品質表示基準第3条及び前条に規定する事項(次条において「義務表示事項」という。)の表示は、加工食品品質表示基準第4条第2項の規定によるものとする。この場合において、同項第1号中「別記様式により」とあるのは、「名称、原材料名、食塩含有率、内容量、賞味期限、保存方法、使用方法、原産国名及び製造者の順に」と読み替えるものとする。ただし、使用方法を一括して表示することが困難な場合には、使用方法の欄に記載箇所を表示すれば、他の箇所に記載することができる。

(その他の表示事項及びその表示の方法)

第5条 製造業者等は、義務表示事項のほか、商品名の表示されている箇所に近接して、背景の色と対照的な色で、日本工業規格Z8305(1962)に規定する14ポイントの活字以上の大きさの統一のと

れた活字で、次に掲げる事項を表示しなければならない。ただし、(1)及び(2)に掲げる事項については商品名にこれらの用語を使用している場合は、この限りでない。

- (1) 塩蔵わかめにあつては、「塩蔵わかめ」の用語
- (2) 湯通し塩蔵わかめにあつては、「湯通し塩蔵わかめ」の用語  
(表示禁止事項)

第6条 加工食品品質表示基準第6条各号に掲げるもののほか、次に掲げる事項は、これを表示してはならない。ただし、(1)に掲げる事項については、天然わかめを使用した場合は、この限りでない。

- (1) 「天然」又は「自然」の用語
- (2) 「本場」又は「特産」の用語（当該産地で採取されたわかめを当該産地で処理包装したものについて、産地名を表す用語とともに表示する場合の「本場」又は「特産」の用語を除く。）
- (3) 乾燥わかめを水で戻したものにあっては、「新鮮」その他新しさを示す用語
- (4) 品評会等で受賞したものであるかのように誤認させる用語及び官公庁が推奨しているかのように誤認させる用語
- (5) 第3条の規定により表示すべき事項の内容と矛盾する用語

附 則（平成12年12月19日農林水産省告示第1663号）  
この告示は、公布の日から施行する。

附 則（平成13年4月25日農林水産省告示第591号）

- 1 この告示は、平成13年5月1日から施行する。
- 2 平成14年1月31日以前に製造、加工又は輸入される塩蔵わかめの品質に関する表示については、なお従前の例によることができる。

附 則（平成15年3月28日農林水産省告示第560号）  
この告示は、平成15年6月10日から施行する。

附 則（平成16年9月14日農林水産省告示第1709号）

- （施行期日）
- 1 この告示は、公布の日から施行する。
- （経過措置）
- 2 平成18年10月1日以前に製造され、加工され又は輸入される塩蔵わかめの品質に関する表示については、この告示による改正前の塩蔵わかめ品質表示基準の規定の例によることができる。

附 則（平成19年11月6日農林水産省告示第1371号）  
この告示は、公布の日から施行する。

附 則（平成23年8月31日消費者庁告示第8号）  
この告示は、平成23年9月1日から施行する。

附 則（平成23年9月30日消費者庁告示第10号）  
この告示は、平成23年10月1日から施行する。